

# 電気通信大学大学院情報理工学研究科連携教育部規程

平成28年12月27日

改正

平成30年 3月30日

平成31年 3月18日

平成31年 3月28日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第18条第7項の規定に基づき、大学院情報理工学研究科連携教育部（以下「連携教育部」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 連携教育部は、教育で連携する研究機関（以下「連携研究機関」という。）の研究者を大学院情報理工学研究科（以下「研究科」という。）の客員教授、客員准教授として迎え、実社会での最先端レベルの講義を教授し研究指導を実施することによって、高度人材を育成すると同時に革新的研究成果を生み出し、さらに連携研究機関との多様な連携により本学の教育研究領域を拡大することを目的とする。

## (組織)

第3条 連携教育部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 連携教育部長
- (2) 客員教授及び客員准教授

## (連携教育部長)

第4条 連携教育部長は、研究科を担当する教授で研究指導担当資格を有する者のうちから、大学院情報理工学研究科長（以下「研究科長」という。）の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 連携教育部長は、研究科長の職務を助け、連携教育部の運営に関する校務を処理する。
- 3 連携教育部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (副部長)

第5条 研究科長が必要と認めるときは、連携教育部に連携教育部長を補佐するため副部長を置くことができる。

- 2 副部長は、研究科を担当する教授で研究指導担当資格を有する者のうちから、研究科長が指名する。
- 3 副部長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運営委員会)

第6条 連携教育部に、連携教育部の円滑な運営を図るため、大学院情報理工学研究科連携教育部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 連携教育部長
  - (2) 研究科長
  - (3) 各専攻（共同サステナビリティ研究専攻を除く。）から選任された委員
  - (4) その他、連携教育部長が必要と認めた者
- 3 研究科に副研究科長を置く場合及び連携教育部に副部長を置く場合は、それぞれ前項の委員とする。
- 4 運営委員会に委員長を置き、連携教育部長をもって充てる。
- 5 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 6 運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が別に定める。

（審議事項）

第7条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 連携教育部の制度及び運営に関すること。
- (2) 外部連携機関の選定及び契約に関すること。
- (3) その他、連携教育部長が必要と認めたこと。

（事務）

第8条 連携教育部の事務は、関係課等の協力を得て情報理工学研究科等事務室が行う。

（雑則）

第9条 この規程に定めるもののほか、連携教育部の運営に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。